

中小企業の事業継続を後押しする 「資金繰り支援」について

コロナ禍における、県内中小企業等の早期の経営改善や、事業再生に向けた取組みを促し、事業継続や経営の安定を図るため、「中小企業向け融資制度」を通じた円滑な資金調達を支援する。

1 「伴走支援型経営改善資金」の拡充

国の信用保証制度「伴走支援型特別保証」を活用した、「伴走支援型経営改善資金」の融資上限額を「4,000万円」から「6,000万円」に引き上げる。

2 「事業再生サポート資金」の創設

国の信用保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」を活用した、「事業再生サポート資金」を新たに創設する。

【資金概要】

対象者：「経営改善・再生計画」に従って事業再生を行う事業者

融資利率：年1.90%以内

保証料率：年0.2%

融資期間：運転・設備15年以内、据置5年以内

3 「経済変動対策資金」の対象要件緩和

原油価格高騰の影響を受け収益が悪化している事業者に対し、迅速に支援を行うため、「経済変動対策資金」の対象要件を緩和する。

【緩和内容】前年同期との比較期間を「3か月」から「1か月」に緩和